

☆東証公式 Facebook

<https://www.facebook.com/TokyoStockExchange>

★東証公式 twitter

https://twitter.com/tse_pr

=====

【本日の目次】

1. 新着情報

- ◆デリバティブ講座【中級者向け（先物取引編）】（12月）開催のご案内
- ◆YouTube チャンネル「東証 IR ムービー・スクエア」新着動画紹介

2. 市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆第一部前・後場概況
- ◆週間市況

3. マーケットニュース

4. セミナー情報

5. コラム

◆証券取引等監視委員会からの寄稿

=====

※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記目次 5. コラムを抜粋しております。

=====

◆証券取引等監視委員会からの寄稿

1. 平成 28 事務年度 証券モニタリング基本方針について

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」といいます。）は、平成 28 年 10 月 25 日に、金融商品取引業者等に対する証券モニタリングの基本的な取組み方針等を「平成 28 事務年度 証券モニタリング基本方針」として公表しました。

<平成 28 事務年度 証券モニタリング基本方針>

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2016/2016/20161025-2.htm

証券監視委では、これまで毎年度の初め（4 月）に証券検査の重点事項等を「証券検査基本方針」として公表してきましたが、今年度より、「金融行政方針」（平成 28 事務年度版は 10 月 21 日に公表）の考え方に基づき、金融商品取引業者等に対する証券モニタリングの具体的な取組み方針を「証券モニタリング基本方針」として公表することとしたものです。

なお、以下の<証券モニタリング基本方針の主なポイント>に記載のとおり、モニタリング方法の見直し等を行ったことに伴い、今年度より、検査予定実施先数の公表は行わないこととしています。

<証券モニタリング基本方針の主なポイント>

○ 基本的な取組み方針

- ・これまでのオンサイト検査による法令遵守態勢等に重点を置いた検証から、全ての金融商品取引業者等に対して、オンサイト・オフサイトの一体的なモニタリング（※）を実施。
- ・モニタリングにおいては、ビジネスモデルの分析、それを支えるガバナンスの有効性やリスク管理の適切性等について検証。
- ・リスクベースでオンサイト・モニタリング先を選定。

※ オンサイト・オフサイトの一体的なモニタリングとは、証券監視委が金融庁関連部局や各財務局等と連携して、金融商品取引業者等に関する情報を幅広く収集等を行った上で、的確なオンサイト・モニタリング（オンサイトによる検査）を実施していくことを指します。

○ 規模・業態別の主な検証事項

証券モニタリングでは、対象業者の規模、業態や特性等に応じた検証を実施するとともに業態横断的なテーマ別のモニタリングも実施。

（業態別の主な検証事項は上記＜平成 28 事務年度 証券モニタリング基本方針＞参照）

○ オンサイト・モニタリング

オフサイト・モニタリングの結果等を踏まえてリスクベースでオンサイト・モニタリング先を選定。オンサイト・モニタリングにおいて問題が認められた場合には、法令等違反行為の事実関係の指摘にとどまらず、その問題が発生した根本的な原因（root cause）を究明。

○ 関係機関との連携

周期的なオンサイト・モニタリングの実施ではなく、リスクベースでオンサイト・モニタリング先を選定していく方針を踏まえ、証券モニタリングと自主規制機関が行う監査・検査について、役割や連携方法について検討。

○ 証券モニタリング後のフィードバック

証券モニタリングを通じて把握した事項、問題点は、証券検査結果事例集や個別会社へのフィードバックなどを通じて、わかりやすく情報を発信。

今後とも、証券監視委は、市場の公正性・透明性を確保し、投資者保護を図るため、金融庁関連部局、各財務局等及び関係機関との連携を一層強化し、証券モニタリング基本方針に沿って効果的・効率的な証券モニタリングを実施することで、投資者が安心して投資できる環境の確保に努めてまいります。

2. 最近の取引調査に基づく勧告について

証券監視委は、取引調査の結果に基づいて、以下の事案について課徴金納付命令勧告を行いました。

・ H28. 10. 25 公開買付者との契約締結交渉者の役員からの情報受領者による東京鋼鐵株式に係るインサイダー取引

（ http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2016/2016/20161025-1.htm ）

【事案の概要】

課徴金納付命令対象者（Ａ社）は、同社役員において、公開買付者である大阪製鐵株式会社（以下「大阪製鐵」といいます。）と公開買付けに関する契約の締結交渉をしていた、Ｂ社の役員から、同人がその契約締結交渉に関し知った、大阪製鐵の業務執行を決定する機関が、東京鋼鐵株式会社（以下「東京鋼鐵」といいます。平成 28 年 7 月 14 日上場廃止。）の株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、同社の業務として、上記事実の公表前に、東京鋼鐵の株式をＡ社名義の口座を用いて買い付けたという事案です。

【事案の特色等】

本件及び直近 2 つのインサイダー取引に係る課徴金勧告事案（平成 28 年 9 月 27 日勧告「みんなのウェディング株式」、平成 28 年 9 月 21 日勧告「京王ズホールディングス株式」（平成 28 年 10 月 12 日付証券取引等監視委員会メルマガジン（第 79 号）（以下「メルマガ 79 号」といいます。）参照）は、いずれも「公開買付け等事実」を知った者によるものです。本件は、公開買付けにおける直接の当事者以外の契約締結交渉者（Ｂ社）の役員乙が不用意な情報伝達をしたことがきっかけとなった事案です。メルマガ 79 号でも解説していますが、公開買付けについては、公開買付けの当事者である買付企業や買付対象会社のみならず、コンサルティング会社や金融機関など多くの関係者が関与すること、また、当事者間での検討開始から最終的な合意・公表までに相当な時間を要することから、他の重要事実に比べてインサイダー取引が行われやすいとの指摘があります。繰り返しになりますが、公開買付けに関わる関係者全てが厳正な情報管理に努めることが強く求められているといえます。

本件は、課徴金納付命令対象者が法人ですが、インサイダー取引は法人・個人の別を問わず違反行為があれば、課徴金納付命令の対象となることもご理解いただき、未公表の重要事実等に接する機会があっても、インサイダー取引の誘惑に負けることのないようにしていただきたいと思います。

本件が広く周知されることにより、インサイダー取引の抑止効果が発揮されることを期待しています。

■証券取引等監視委員会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

■証券取引等監視委員会では、その活動状況やウェブサイトの更新情報などを配信しています。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>